

府消委第265号 平成26年10月31日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿



### 答申書

平成26年9月19日付け消食表第229号をもって諮問のあった、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。

記

### 内閣府令

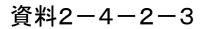
食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、以下を除き、別添の諮問案のとおりとすることが適当である。

○栄養成分表示に係るナトリウムおよび食塩相当量の表示

上記の除外部分については、消費者庁の説明に基づき食品表示部会で議論し 了承された修正方針案を別紙のとおり示すので、諮問された食品表示基準案を 変更されたい。

### ○栄養成分表示に係るナトリウムの表示の修正方針案

栄養成分表示に係るナトリウムの量は食塩相当量で表示する。ただし、ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムの含有量を表示することができるものとし、その場合の表示は、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記する。





府消委第282号 平成26年12月2日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会 委員長 河上 正



### 答 申 書

平成26年7月23日付け消食表第166号をもって諮問のあった件につき、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第19条第1項の規定により下記のとおり答申します。なお、諮問案を検討する過程において別紙の意見が出されたため、附帯意見として付します。

記

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号)

諮問された改正案のとおり一部改正することが適当である。

### 附帯意見

○「食品中のリステリア・モノサイトゲネスの取扱いについて」(厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会資料) 10. 対応方針(4) その他の措置において、「食品健康影響評価結果では、リステリア・モノサイトゲネス感染症に罹患する原因として、冷蔵状態で比較的長い時間保管された食品など、リステリア・モノサイトゲネス(以下、「LM」) が著しく増殖した汚染食品を喫食している可能性が考えられるとしていることから、特に感受性集団(妊婦、高齢者等)に対し非加熱喫食調理済み食品全体に対するLMに関する注意喚起を行うこととする。」とされている。今回諮問された基準案の対象は加熱を前提とした食品であるが、チーズという食品においては加熱という定義を消費者がどのように理解するか、かなりのばらつきが予想されるため、十分な加熱をしないまま喫食してしまう可能性もあると考える。このため、保存中にLMが著しく増殖する危険性がある可能性に鑑み、加熱、非加熱を問わず、LMに関する注意喚起(どの程度の温度で何分の加熱が必要、加熱しなかった場合の警告 等)の食品への表示を通知により事業者に求めるといった追加措置を講ずるべきである。

○食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 46 号) 一部改正(案)新旧対照表

現行	(趣旨)	第一条 (路)	(定義)	第二条(略)	(表示)	第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、	輸出するものにあっては、この限りでない。	二 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が	小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見る	ことができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わ	なければならない。	一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳	(智)	二 親(生親、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。)	イ~チ (묣)	二 影製品	イ~ロ(盛)					ハ クリーム及びクリームパウダーにあっては、含まれる乳脂肪分の重	量 100 分率	(盤) 以~—	ル 殺菌した乳酸菌飲料にあっては、その旨		
改正案	(昌駿)	第一条(路)	(定義)	第二条(略)	(表示)	第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、	輸出するものにあっては、この限りでない。	二 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が	小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見る	│ ことができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わ	なければならない。	一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳	(智)	二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。)	イ~ル(磊)	三 乳製品	イトロ(展)	ラルチーズ (ソフト及びセミハードのものに限る	谷奇也袋に入れた後加熱殺屠したもの又は飲食に供する際に加熱を要して、(こ)	するものにあっては、加熱殺魔した盲乂は加熱を罢する	□ クリーム及びクリームパウダーにあっては、含まれる乳脂肪分の重	量 100 分率	<u> </u>	ヲ 殺菌した <u>発酵乳及び</u> 乳酸菌飲料にあっては、その旨	ワ 発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏 25 度前後	のものにあっては、その旨	



府消委第287号 平成26年12月9日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会 委員長 河上 正



### 答 申 書

平成26年10月31日付け消食表第265号をもって諮問のあった、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申する。

なお、特保制度との関係・整序などの根本的な問題や、いわゆる健康食品や 特保を含め表示だけでなく広く広告を含めたあるべきルールの問題について、 さらに消費者委員会として、引き続き検討を加える所存である。

記

新制度が、事業者が自己認証により当該食品に機能性があることを確認し消費者庁に届け出る制度であることに鑑み、届出内容が事実と異なる場合の対応方法や、消費者の安全性の担保が重要な課題となる。この点、届出がなされた場合には、当該食品に機能性があると事業者が結論づけた根拠も含め、販売開始の60日前には消費者庁に届け出された情報がインターネットで公開され、誰でも内容を確認できる制度であることや、行政が市場から製品を購入し、実際の製品に届出内容どおりの関与成分が正しく含まれているかを検査する体制を構築しようとしていること、また、万が一、事故が起こった場合に備え、届出事業者に消費者庁に直接事故情報を報告させることとなっている点など評価

できる点もある。したがって、食品の機能性にかかる正確な情報を提供することにより一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に寄与しうる制度を創設するにあたっては、本委員会として、本諮問にかかる制度も、ありうべき選択肢の一つであると判断した。

一方、制度の実現にあたっては、適切な形での広告規制と安全確保が施され、 消費者にとってわかりやすい表示になる必要があるところ、今後消費者庁が策 定を予定している通知やガイドラインにおいて規定されるべき事項も多く、今 回の審議において具体的に確認できていない。本制度の策定にあたっては、食 品の安全と消費者の商品の合理的選択の確保の観点から構想されている新たな 制度及びその基準の運用を万全なものとするため、以下1.~9.に所管省庁 である消費者庁が真摯に対応することが必須であると考える。よって、以下1. ~9.の実施を前提として、別添の諮問案のとおりとすることが適当とする。

- 1. 施行通知やガイドラインの策定にあたっては、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」のうち食品表示基準に記載されていない事項が全て網羅され、消費者の安全が必ず確保されるよう、慎重に内容を検討すること。また、制度を運用するにあたり、消費者の安全確保の観点から食品安全委員会の知見を活用することが有効な場合には、積極的に連携を図ること。
- 2. 食品の性格上、安全性の徹底は極めて重要であるため、速やかな検査体制 を構築し、安全性に問題がある場合は、早急に適切かつ厳格な行政処分や罰 則が科されるよう、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構 築されること。
- 3. 届出後、当該食品の機能性に十分な科学的根拠がないことが判明した場合には、早急に適切かつ厳格な行政処分や罰則が科されるよう、所管省庁において定員・予算を含め、十分な執行体制が構築されること。
- 4.機能性表示食品の新たな制度が実現することで、現在「いわゆる健康食品」として一括して取り扱われている製品群のなかから、科学的根拠に基づく機

能性を表示した製品群が消費者に選択されることによって、科学的根拠のない製品群が市場から淘汰されることを強く期待したい。このためには、容器包装への表示のみならず、科学的根拠の無いイメージ広告等に対する景品表示法や健康増進法に基づく行政処分をより強化すべきであり、そのため、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構築されること。

- 5. 2. ~4. の実現に向け、消費者庁は本制度の司令塔として、関係省庁と 緊密に連携を取っていくこと。
- 6. 届出事業者から消費者庁への事故情報の報告が必ず行われるよう、制度設計を行うにあたり十分に留意すること。
- 7. 特に、サプリメント形状の加工食品については、GMPに基づく製品管理 の推進と誤解を招くことのないわかりやすい表示を行うこと。
- 8. この制度をより堅固なものとするために、制度の脆弱性を克服するべく、 次の義務及び権限についての法的基盤について、実施後すみやかに補強・整 備すること。①食品の機能性表示を行う事業者は、科学的根拠を証する情報 を含む所定事項を消費者庁長官に届け出なければならないという、事業者の 義務。②科学的根拠を証明せずに、又は消費者庁長官に対する届出をせずに 食品の機能性表示を行う事業者に対し、行政処分を行う権限。
- 9. 諮問案の構想する制度に基づく表示によって、消費者の当該食品の安全性 や機能性への安易な期待感が増幅することが危惧されるため、この懸念を払 しょくするべく、消費者に対する適切な情報提供と啓発が実施されること。

新日対昭表
(米)
食品表示基準

	数 正 **	現	行 案 (平成26年10月31日付け答申)
(適用範囲) -条 【略】 (定幾) 二条 この府令において -~九 【略】	   [略]   [略]   この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。   【略]	(適用範囲) 第一条 [略] (定義) 第二条 この府令において 一~九 [略]	範囲) [略] ) この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 [略]
機能性表示食品 疾病に罹患している ) 及び授乳婦を除く。) に対し、機能付 健の目的 (疾病リスクの低減に係るもの 包装に表示をする食品 (特別用途食品 可に基づく許可又は同法第二十九条第一 する食品をいう。)、栄養機能食品、 みてその過剰な摂取が国民の健康の保持 (平成十五年厚生労働省合第八十六号) 食品を除く。)であって、当該食品に関 関連事業者に関する基本情報、安全性別 開連業者に関する基本情報、安全性別	機能性表示食品 疾病に罹患していない者(未成年、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を除く。)に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に係るものを除く。)が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品(特別用途食品(健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく許可及は同法第二十九条第一項に基づく計算を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品をいう。)、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省合第八十六号)第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を品を除く。)であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理がおいました。		
理に関する情報、健康被告 長官に届け出たものをいう 	陸康攸書の情報収集体制での他必要な事項を販売且のハ十日削までに捐資者庁 <u>のをいう。</u>		
[ 8]		2 【略】	
(横断的義務表示) 写三条 食品関連事業者が いて「一般用加工食品」 び第七条において同じ。 に従い表示されなければ に掲げる事項については	横断的義務表示) 三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品(業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。)には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。	(横断的義務表示) 第三条 食品関連事業者が おいて「一般用加工食品 条及び第七条において同 の方法に従い表示されな の方法に従い表示されな	横断的義務表示) 三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品(業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。)には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同方とほびもない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。
	[昭]	[ ]	【 早 】
栄養成分(たんぱく質 脂質、炭水化物及びナ	1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以下こ	栄養成分(たんぱく質、 ・脂質、炭水化物及びナ	1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グ ラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以

トリウム。以下この項において同じ。)の量及び 熱量		の項において「食品単位」という。)当たりの量を表示する(特定保健 用食品 <u>及び機能性表示食品について表示する場合</u> を除く。)。この場合 において、当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の 量を併記する。 ―――三 「略】	トリウム。以下この頃に おいて同じ。)の量及び 熱量	下この頃において「食品 定保健用食品を除く。) である場合にあっては、 三 [略]	「食品単位」という。)当たりの量を表示する(特 く。)。この場合において、当該食品単位が一食分には、当該一食分の量を併記する。
	2 [ 28]			2 [略]	
[	[		[ ] [ ] [ ]	[器]	
2 前項に定めるものの 販売する際 (設備を記 下欄に定める表示の)	前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工値販売する際 (設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、「表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	まか、食品関連事業者7 20けて飲食させる場合? 2方法に従い表示され7	前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
[ 8]	[ 暑 ]	[ 殿 ]	[	[	[ ] [ ]
特定保健用食品	【皋】	[	特定保健用食品	[略]	[短]
機能性表示食品	機能性表示食品であ <u>る旨</u>	「機能性表示食品」と表示する。			
	科学的根拠を有する 機能性関与成分及び 当該成分又は当該成 分を含有する食品が 有する機能性	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。			
	栄養成分の量及び熱量	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく 質、脂質、炭水化物及びナトリウム (食塩相当量に換 算したもの)の一日当たりの摂取目安量当たりの量を 表示する。 2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、 一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量を ナトリウムの量の次に表示する。 3 1及び2に定めるほか、第一項の表の栄養成分(た んぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この 項において同じ。)の量及び熱量の項の下欄1に定め る表示の方法を準用する。この場合において、第一項			

	の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及び寸トリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項の下欄1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以下この項において「食品単位」という。)当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。
日当たりの摂取目 安量当たりの機能性 関与成分の含有量	消費者庁長官に届け出た内容を、別記様式二又は別記様式三の次に表示する。
一日当たりの摂取目 安量	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
届出番号	消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示 する。
食品関連事業者の連 <u>絡先</u>	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話 番号を表示する。
機能性及び安全性に ついて、国による評価を受けたものでない。	「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。
摂取の方法	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
摂取する上での注意 <u>事項</u>	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
<u>バランスのとれた食</u> <u>生活の普及啓発を図 る文言</u>	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。
調理又は保存の方法 に関し特に注意を必 要とするものにあっ	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。

					【始】	[空]	次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区 れを省略することができる。		
					[報]	[報]	oらず、次の表の oてはこれを省略	[智]	[舉]
					別表第十七の下欄及び別 表第十八の中欄に掲げる 加工食品	[ 略]	3 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄 分に該当する食品にあってはこれを省略する	[ 28]	消費期限又は賞味期限
	「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたもので はありません。」と表示する。	「本品は、疾病に罹患している人、未成年者、妊産婦 (妊娠を計画している者を含む。)及び後乳婦を対象に 開発された食品ではありません。」と表示する。	「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」と表示する。	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」と表示する。	[ 短]	[ 84]	次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分 を省略することができる。		
ては当該注意事項	疾病の診断、治療、 予防を目的としたも のではない旨	疾病に罹患している 者、未成年、妊産婦 (妊娠を計画してい る者を含む。)及び 授乳婦に対し訴求し たものではない旨	疾病に罹患している 者は医師、医薬品を 服用している者は医 師、薬剤師に相談し た上で摂取すべき旨	体調に異変を感じた 際は速やかに摂取を 中止し医師に相談す べき旨	[ ]	[ 84]	前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる に該当する食品にあってはこれを省略することができ	[ 24]	[舉]
					別表第十七の下欄及び 別表第十八の中欄に掲 げる加工食品	[ 24]	3 前二項の規定にかかわらず、 に該当する食品にあってはこれ	[婦]	消費期限又は賞味期限

原材料名	1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるも 0 (機能性表示食品を除く。) 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 三 機能性表示食品の場合 三 機能性表示食品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合	原材料名	1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 — 缶詰及び食肉製品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である自を表示する場合 三 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合 四 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合 正 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合した旨を表示する場合
添加物	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの (	添加物	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下である もの
内容量又は固形量及び内容総量	1 内容量を外見上容易に識別できるもの(特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品及び機能性表示食品を除く。2において同じ。)	内容量又は固形量及び内容総量	<ul><li>1 内容量を外見上容易に識別できるもの(特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品を除く。2において同じ。)</li><li>2 [略]</li></ul>
栄養成分の量及び熱量	以下に掲げるもの(栄養表示(栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。以下同じ。)をしようとする場合及び機能性表示食品を除く。) ー 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの	栄養成分の量及び熱量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下に掲げるもの(栄養表示(栄養成分若しくは熱量に関する表示及び 学養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が 含まれる表示をいう。以下同じ。)をしようとする場合を除く。) 一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下 であるもの 二 酒類 三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの 四 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更される もの 五 消費稅法(昭和六十三年法律第百八号)第九条第一項において消 費稅を納める義務が免除される事業者が販売するもの
[略]	[ 24]	[略]	[略]
第四条~第七条 [略]		第四条~第七条 【略】	

(表示の方式等)

表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定(第三号の栄養成分の量及び熱量の表示 第八条 第三条及び第四条に掲げる事項(栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前 二条に掲げる事項)の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別 に係る規定を除く。)にかかわらず、同表の中欄に定める様式(当該様式による表示と同等程度に 分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び下欄に定める方式に従い表示されなければな

| 密

一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難な食品( 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に 見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所(栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同 特別用途食品及び機能性表示食品を除く。)にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入 者に提供される文書)に表示する。

七 特定保健用食品にあっては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表 示をもって、容器包装への表示に代えることができる。

八~九 [略]

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関連して、次に 掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

\ { 1

機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語  $\checkmark$ 

- 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取 ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別 表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。) を強調する用語 П
- 消費者庁長官の評価、許可又は承認を受けたものと誤認させるような用語 < | 11|
  - 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
- 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】
- イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
  - ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。)以外 の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期 待できる旨を示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

器

盤 第十条~第十七条

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項 (栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び 、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定(第三号の栄養成分の量及び熱量 前二条に掲げる事項)の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし の表示に係る規定を除く。)にかかわらず、同表の中欄に定める様式(当該様式による表示と同 等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び下欄に定める方式に従い表示され なければならない。

| 图

二 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易 に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所(栄養成分の量及び熱量の表示に関し 、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難な 食品(特定保健用食品を除く。)にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供 される文書)に表示する。

七 特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもって、容器包装への 表示に代えることができる。

ハ~九 [ 器]

(表示禁止事項)

阦 第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関連して、 に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

\{ \ 1

栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

保健機能食品(特定保健用食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。)以外の食品にあって は、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を 示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

[ 22]

盤 第十条~第十七条

(横断的義務表示)

第十八条 (略)

2. 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを 販売する際(設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売 する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)には 、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない

(横断的義務表示)

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければ

	[報]	[ 日本]			
	[報]	【			
, 4 C C C C C C C C C C C C C C C C C C	[ ]	特定保健用食品			
	[智]	【姆】	1 第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用する。         2 1の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がないものにあっては、保存の方法の表示を省略することができる。	<u>第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。</u>	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。 2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。 3 1及び2に定めるほか、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項の下欄に定める表示の方法を準用する。この場合において、同条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項の下欄に定める表示の方法を準用する。この場合において、同条第一項の表の栄養成分(
	[	【	保存の方法	機能性表示食品である旨 科学的根拠を有する機能 性関与成分及び当該成分 又は当該成分を含有する 食品が有する機能性	栄養成分の量及び熱量
0	[粉]	特定保健用食品	機能性表示食品		

たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリ ウム。以下この項において同じ。)の量 及び熱量の項の下欄1中「当該食品の百 グラム若しくは百ミリリットル又は一食 分、一包装その他の一単位 (以下この項 において「食品単位」という。)当たり の量」とあるのは「一日当たりの摂取目 安量当たりの量」と読み替えるものとす る。		喜尧		当区       食品関連事業者のうち表示内容に責任を有す         各先       る者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。	50ハ         第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定           80分表示の方法を準用する。		丁道	坦坦	関連   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	子的
	日当たりの摂取目安量 当たりの機能性関与成分 の含有量	一日当たりの摂取目安量	居出番号	食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先	機能性及び安全性について、国による評価を受け たものでない旨	摂取の方法	摂取する上での注意事項	バランスのとれた食生活 の普及啓発を図る文言	調理又は保存の方法に関 し特に注意を必要とする ものにあっては当該注意 事項	疾病の診断、治療、予防

	[ ] [ ] [ ]	[ [ ] [ ] [ ]		(任意表示) 第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。		T <sub>H</sub> .	第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の項に定める表示の方法 準用する。
	[器]	[粉]	[報]	5者が一般用 :掲げる事項 :れなければ	[姆]	【現在検討中】	1 第七条の3 を準用する。
	対象農産物	[ 24]	第十九条~第二十一条	(任意表示) 第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を 。) に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品 定める方法に従い表示されなければならない。	栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示体及でその他これらを示唆する表現を含む。)及び対土	食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして出業栄養成分を含むものとして当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能	栄養成分の補給ができる旨
	[粉]	[始]		(任意表示) 第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際 (設備を設けて飲食させる場合を除く。 ) に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定め る方法に従い表示されなければならない。			第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の項に定める表示の方法を 用する。
い旨         疾病に罹患している者は         医師、医薬品を服用して         いる者は医師、薬剤師に         相談した上で摂取すべき         自         体調に異変を感じた際は         速やかに摂取を中止し医         師に相談すべき旨	[ 略]	[ 8]		任意表示) 二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際(設備を設けて飲食さ )に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、 る方法に従い表示されなければならない。	[ 姆]	【現在検討中】	1 第七条の表の栄養成分 準用する。
	対象農産物	[ 8 ]	第十九条~第二十条        [略]	(任意表示) 第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮多)に、次の表の上欄に掲げる事項が当該生 うた、次の表の上欄に掲げる事項が当該を る方法に従い表示されなければならない。	栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現をする表現を含む。)及び熱量表現を含む。)及び熱量	食生活において別表第十一 の第一欄に掲げる栄養成分 の補給を目的として摂取を する者に対し、当該栄養成 分を含むものとして当該栄養成 強成分の機能	栄養成分の補給ができる旨

2 栄養成分の補給ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱ く質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一 項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。 以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法 を準用して表示する。	1 第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項に定める表示の方法を準用する。 2 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
	栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨
2 栄養成分の補給ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく 質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一項の 表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下こ の項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用し て表示する。この場合において、栄養成分の補給ができる旨を表示し ようとする栄養成分を除き、同項下欄2のただし書きの規定は適用し ない。	栄養成分又は熱量の適切な 1 第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の頃に定める表示の方法を準用する。 2 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分又は熱量の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示しようとする栄養成分又は熱量を除き、 同項下欄2のただし書きの規定は適用しない。
	栄養成分又は熱量の適摂取ができる旨

# (表示の方式等)

第二十二条 第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりさ れなければならない。

## | 2 | 1 | ~ | |

- 機能性表示食品にあっては、次に定めるとおり表示する。
- 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。
- 機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び 安全性について、国に評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。
- 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの。)の量 及び熱量の表示は別記様式二(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分もこ れと併せて表示する場合にあっては、別記様式三)により行う。 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。
- 七 第二号の規定にかかわらず、特定保健用食品にあっては、特定の保健の目的が期待できる旨の  $\underline{\Lambda}$  表示に用いる文字(玄米及び精米にあっては、文字及び枠)の色は、背景の色と対照的な色と 表示は、添付する文書への記載をもって、容器包装への表示に代えることができる。
- $\underline{L}$  容器包装への表示に用いる文字は、 $oxed{1}$  S  $oxed{2}$  八三 $oxed{0}$  五に規定するハポイントの活字以上の大き
- きさの文字(玄米及び精米にあっては、容器包装の表示に用いる文字は、JISZ八三〇五に さの文字(玄米及び精米にあっては、容器包装の表示に用いる文字は、JISZ八三○五に規定

## (表示の方式等)

第二十二条 第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところにより されなければならない。

- 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。 国用
- 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの。)の 量及び熱量の表示は別記様式二(たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナト リウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三)により行う。
  - 記載をもって、容器包装への表示に代えることができる。
- $\underline{\Lambda}$  容器包装への表示に用いる文字は、 $oldsymbol{1}$   $oldsymbol{1}$  ol土 表示に用いる文字(玄米及び精米にあっては、文字及び枠)の色は、背景の色と対照的な色

164

きさの統一のとれた文字)としなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方 する十二ポイント(内容量が三キログラム以下のものにあっては、八ポイント)の活字以上の大 センチメートル以下のものに表示するものにあっては、JISZ八三〇五に規定する五.五ポイ ントの活字以上の文字としなければならない。

### 盤

(表示禁止事項)

次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示 第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関連して、 してはならない。

一~五 医

六 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

- 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取 ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別 表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語  $\overline{\phantom{a}}$ 
  - 消費者庁長官の評価、許可又は承認を受けたものと誤認させるような用語 <
    - 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

器 七~九

盤

[空 第二十四条~第四十一条

別表第二十 (第八条関係)

別表第一~別表第十九 [略]

图 丞

機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食 1 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示す 品が有する機能性並びに機能性及び安全性について、国に 評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示 第八条各号の規定によるほか、次に定めるところによる. 表示の方式 かる。 器  $^{\circ}$ 別記様式一の規定に 極大 £ 3。 農産物缶詰及【略】 機能性表示食 魚品

規定する十二ポイント(内容量が三キログラム以下のものにあっては、八ポイント)の活字以 上の大きさの統一のとれた文字)としなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね百 五十平方センチメートル以下のものに表示するものにあっては、JISZ八三○五に規定する 第二十三条(食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関連して 、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に 五. 五ポイントの活字以上の文字としなければならない。 表示してはならない。 (表示禁止事項) (盤

器 \ \ \ \ \

(智)

[空 第二十四条~第四十一条

三 丞

器

图 別表第二十 (第八条関係) 別表第一~別表第十九

表示の方式 器 極門 [盤] 農産物缶詰 金品

び農産物瓶詰			及び農産物瓶詰瓶詰		
【器】	【舉】	【四分】	[報]	[舉]	[ 84]
別表第二十一~別表第二 別記様式一~別記様式四	別表第二十一~別表第二十五 [略] 別記様式一~別記様式四 [略]		, 別表第二十~別表第二十 別記様式一~別記様式四	十~別表第二十五 【略】 一~別記様式四 【略】	